

人事評価制度についての交渉における県教委との確認事項

2016年 1月 28日

全山形教職員組合 執行委員会

2016年 1月 8日および 1月 28日の交渉において、以下の事項を県教委と確認しました。

- 1 人事評価制度は、教職員間に競争を持ち込むものではない。
- 2 評価の対象は、勤務時間内の職務上の公務とする。
- 3 評価は結果だけではなく、その取り組みの過程も同様に重視される。したがって業績評価の「自己目標をおおむね達成した」かどうかの評価、および能力・姿勢評価の「普通である」の評価は、幅広いものとなる。
- 4 被評価者が評価結果について十分納得できるよう、公平・公正かつ客観的な評価に努めることを評価者研修において周知徹底する。
- 5 「困難度」の導入は、「特に良好」の評価を生み出すための手段とはしない。
- 6 業績評価が「特に良好」の成績率の原資を生み出すため、業績評価のD・Eをつけることはしない。またこのことは、評価者研修においても指導を徹底する。
- 7 制度の趣旨を生かした学校づくりをすすめることで、教職員の意欲及び資質や能力の向上が図られ、結果として評価がD・Eの職員を出さないことにつながる。